

酒類の容器・包装の表示の在り方

上 田 正 勝

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

酒類については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」とする。）により酒税保全の観点から酒類の品目等について表示することが義務付けられるほか、酒類の製法、品質その他の事項について表示基準（国税庁長官告示）を定めることができるとされている。

一方、平成 27 年 4 月から施行された食品表示法は食品の安全性等の観点から食品の表示に関する包括的かつ一元的なものとして導入され、酒類についても食品表示法が適用されている。

これを受けて国税庁は、現行の食品表示法の取扱いを適用する際の指針として、平成 27 年 4 月に「酒類の表示の暫定取扱いについて（指示）」を、平成 28 年 3 月に「食品表示法における酒類の表示の Q & A」を策定し、国税庁HPなどで公表しているところである。

この食品表示法は食品表示法附則第 19 条によって、3 年後に見直しが予定されているところ、酒類に係る表示制度の改正の必要性等について酒類の表示の実情等を踏まえた検討を行うこととした。

2 研究の概要

（1）食品表示法の概要

イ 食品表示に関する規定の統合

食品表示法は、食品一般を対象として、その内容に関する情報を提供させている法律である食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設したものであり、各法で異なる用語、用語の定義、表示のルール等の統一、整理等が行われた。

ロ 食品表示法の目的

食品表示法は上記イの 3 法を統合して、以下の二点を目的としている。

①食品を摂取する際の安全性の確保

②自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保

ここで、これらの2点の目的であるが、①の安全性の確保は全ての消費者に関係するものであるのに対して、②の選択の機会の確保は消費者の嗜好に応じて同一の表示であっても評価が異なることとなる。そのため、①安全性の確保は②選択の機会の確保に比べ、より優先度の高い項目となる。

ハ 義務表示事項の範囲についての基本的な考え方

食品表示法以前の3法において表示が義務付けられていない事項について新たに表示や情報提供を義務付けたり、制度の適用範囲を容器包装以外にも拡大しようとする場合には、それが「より多くの消費者が重要と考える情報」かどうか、他方、それを義務付けることによってかえって見やすさが低下したり、コスト上昇を引き起こすおそれがあることなどから、改正する場合には、優先順位を考慮した検討を行う必要がある。

さらには、規模の大小を問わず全ての事業者が実行可能であるか、また、表示内容の正しさが事後的に検証可能かといった点での検討も必要であり、このような社会的コストなども総合的に勘案した上で、消費者にとってのメリットとデメリットをバランスさせていく必要がある。

また、食品表示については国際的な規格であるコーデックス委員会の定める一般規格等の国際的な基準との整合性も確保する必要がある。

ニ 食品表示法における「食品」の範囲

「食品」とは、全ての飲食物（医薬品等を除き、添加物を含む。）をいう。

「酒類」はここで除外されておらず、食品表示法における食品に含まれることとなる。

ホ 食品表示基準

食品表示法を受けて内閣府令で以下の事項に関する食品表示基準が定められている。

①名称、②アレルゲン、③保存の方法、④消費期限（又は賞味期限）、⑤原材料、⑥添加物、⑦栄養成分の量及び熱量、⑧原産地（原産国名、原料原産地名）、⑨その他（内容量、食品関連事業者の名称及び住所、製造所又は加工所の所在地等）

（２）酒類における表示の概要

酒類業組合法の目的は、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることにあり、同法において表示事項が規定されている。具体的には①製造者の氏名又は名称、②製造場の所在地、③容器の容量、④当該酒類の品目、⑤アルコール分、⑥酒税の適用区分等を表示させることとしているほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益に資するため、国税庁長官が表示基準を定めることができることとされている。

このように、食品表示法と酒類業組合法の目的が異なっていることから、それぞれの法律で必要な表示事項も異なっている。

そのような表示事項のうち一部に重複があったとしても、それぞれの法律の目的のために必要な事項であり、また、それぞれ排他性を有するものではないため、重複している項目についてもどちらかの法律の表示事項から削除するという整理は適当ではないとされ、その結果、酒類業組合法独自の表示事項は食品表示法の記載事項に加えて記載されている。

他方、アルコール飲料であることの特性から食品表示基準において、酒類に関して適用除外となっている項目も存在する。

（３）食品表示基準において酒類が適用除外等されている項目

食品表示基準において、酒類は次のような項目が適用除外等されている。もちろん事業者が任意に表示することは望ましいとされている（ハの項目を除く）。ただし、任意であっても表示する際の表示方法は食品表示基準で定められた方式に従って表示されなくてはならない。

イ 表示を省略することができるもの

①保存の方法、②消費期限又は賞味期限、③栄養成分の量及び熱量

ロ 表示を要しないもの

①原材料名、②アレルゲン、③原産国名

ハ 制度に該当しないもの

①特定保健用食品、②機能性表示食品、③乳児用規格適用食品

ニ 限定列挙された食品のみ義務付けられているもので酒類が含まれないもの

①原料原産地名

(4) 見直し時に適用除外等されている項目が見直される可能性

3年後の食品表示法の見直し時に酒類の表示に対して生じうる影響として最初に検討すべき点は(3)の適用除外が適当かどうかであろう。

そこで、これらの項目が適用除外となっている理由を検討したところ、アルコールの性質に関する科学的知見や酒税法の規定等、食品表示法に基づく表示義務の適用が除外されているのには十分な理由があることが分かった。(詳細は本文を参照。)

もちろん、科学的知見に基づくものは、例えば今後、新たな科学的発見(醸造、蒸留を経ても健康被害を引き起こすに十分な量のアレルゲンが酒類中に存在することが判明するなど)によって表示の義務付けが必要ということになった場合であれば、当然表示義務が課されるべきものである。しかし、そのようなことがなければ、アルコール飲料であることの特性から適用除外となっている(3)の各項目については、十分な理由があり、また、(1)ホでみた通り、食品表示法以前の3法において表示が義務付けられていない事項に義務を拡大することについてはメリットとデメリットの比較が必要であるとの食品表示全体としての方針、さらには、酒類行政については規制緩和も不断に考慮する必要がある中、酒類に関してのみ、現在義務付けられていない義務を事業者に新たに課するという方向での見直しが緊急に必要であるとは思われない。

しかし、食品表示に関する法体系が全体としてより大きな義務を事業者に課す方向に改正されるのであれば、酒類の表示へ適用することの適否を個別に検討する必要はあるものの、その改正の方針を受け入れることとな

ろう。

さらに、酒類の製造、販売の状況の変化に応じた見直しは今後とも必要であるし、既に国税庁告示、公正競争規約、業界自主基準等によって事実上実施されている項目については、これを順次整理統合する必要性が生じてくることも考えられる。そのような項目について、食品表示基準へ取り込み、一元化することの是非について検討する。

(5) 国税庁告示における表示義務の性質

酒類業組合法に基づく表示義務は、酒類業組合法第 86 条の 5 と第 86 条の 6 によって定められている。ここで、第 86 条の 5 の規定は、酒税の保全を主目的とした表示義務として定められており、食品表示法とは目的が異なることから、食品表示基準と重複があらうとなかろうと、将来的にも一元化をするべきではない。

一方で、第 86 条の 6 の規定は、「酒類の取引の円滑な運行」に加えて「消費者の利益に資するため」という目的を有しており、この点については、食品表示法第 1 条における「一般消費者の利益の増進」という目的と重なり合っている部分があるといえる。

一方で、酒類業組合法に基づかない公正競争規約や業界自主基準によって規定されている場合は、それを定めた業界団体に全ての事業者が加入しているとは限らないことや、違反の際の罰則がないということを考慮すれば、食品の表示に関する包括的かつ一元的な基準を定めることを目的としている食品表示法制の趣旨からすれば、優先度が高いとはいえないにしても、全く問題がないと直ちに断定することもできないといえよう。

そのような観点から現在適用除外となっている項目を再検討すれば、原材料名、原産国及び原料原産地名については、将来的な取り扱いにつき検討する必要もあると思われる。

イ 原材料名

原材料名は、酒税法によってそもそも原料が限定されていることもあって適用除外となっていると考えられるが、酒類の種類によっては、

原材料によって商品価値に影響があるとも考えられており、種類によって根拠は異なるものの、原材料名の表示が行われている。

こうして実際はほぼ全ての酒類において原材料は表示されていることから、これについてなんらかの方法で統合していくことの優先度は必ずしも高くはないと考えるが、将来的な課題としては考慮する必要もあると思われる。その際は、その網羅性という点からすると、国税庁告示で全ての酒類について原材料名表示を義務付けるか、食品表示基準に規定するかであろう。

ロ 原産国

原産国は、既に自主基準によって記載されていることから適用除外となっていると考えられるが、これも、優先度は高くはないものの、将来的な課題としては考慮する必要もあると思われる。

原産国の情報は、消費者の嗜好及び酒類の種類に応じて、その価値が変動すると考えられる。また、原産国の判定についても酒類の特性を考慮した基準が必要となる場合がある。さらには、清酒や単式蒸留しょうちゅう、最近では果実酒といったような国産酒類のブランド価値を高めていくという酒類行政の方針もある。

ハ 原料原産地名

原料原産地名の表示義務の拡大については加工食品全体の問題として消費者からの要望が大きい項目であるところ、酒類をターゲットとしてという訳ではなく全ての加工食品について原料原産地名の表示義務が課される方向で食品表示法が改正される可能性も十分ありうる。

その際には原則として拡大した表示義務を受け入れることとなるであろう。

ニ 国税庁の知見の活用

上記イ、ロ、ハにおいて、将来的には原材料名、原産国及び原料原産地名を包括的に義務付ける規定を設けることを考慮する必要もあると考えた。

一方、酒類の特性として、酒類の品質は原材料名と同時にその製法等も大きな影響を与えるため、現在、清酒と果実酒については、製法等も含めて国税庁告示で規定していることを考慮すべきである。

これらを総合して考えると、原材料名、原産国及び原料原産地名の情報はそれ単独ではなく、製法、生産地、原料原産地、原料の品種等を一体として規定することが酒類の品質をよりの確に表現し、消費者のニーズに適合した表示となると考える。そして、そのような酒類の特性を踏まえた基準を作成し執行することは、酒類に関する専門的な知見を有する国税庁によることがより適切であり、原材料名、原産国及び原料原産地名の表示についても、将来的には国税庁告示として他の項目とともに包括的に規定する方向性で検討を行うことが適当であると考えられる。

ただし、このことは食品表示法において全ての加工食品に対して一元的に表示義務を課するという方向性の改正が行われることを否定するものではない。

また、既述の通り、今般の食品表示法の導入に際しては、新たに義務を課すことについては慎重にすべきであるという方針で行われてきたところ、酒類業組合法と食品表示法では、罰則適用に差があるため、規定の仕方によっては、違反等した場合にこれまでより重い罰則が適用されることになる可能性も考慮する必要がある。そして罰則規定について比較したところ、違反時の公表のタイミング、刑事罰の重さなど食品表示法の方が厳しいものとなっており、新たな義務付けという観点からすると食品表示法は現状よりもかなり拡大するといえる。逆に国税庁告示であれば、原材料名の表示を重要基準とするかどうかによって、酒類の種類に応じて原材料名等が品質に与える影響に対応した重さの措置で担保する義務付けを行うことができるということもメリットとして考えられる。

- (6) 酒類の製造、販売の状況の変化に応じて見直す必要があると思われる項目

アレルギー表示については、(4)において、醸造、蒸留を経ても健康被害を引き起こすに十分な量のアレルギーが酒類中に存在することが判明するなどの科学的知見が得られなければ見直す必要がないと論じたところではあるが、昨今、蒸留酒に果汁、糖類、甘味料等を混和して製造される低アルコール飲料が人気であり、そのような商品が多く開発されている。

ここで、醸造、蒸留を経た後においては健康被害を引き起こすに十分な量のアレルギーが酒類中に存在するとは考えられていないとしても、これらの低アルコール商品においては、醸造、蒸留等を経ていない原材料が混和されていることからすれば、そのような原材料については、アレルギー表示を義務付ける必要があるのではないかと考えられる。さらに、今後とも活発に行われるであろう商品開発がどのようになるかは予測がつかないこと、EUやオーストラリアなど表示義務を課している国もあることから、酒類であるからといって、一律にアレルギー表示を適用除外とするということについては、再検討を行う必要があるものと思われる。

(7) 食品表示法制定時に合意されずに見送られた項目

3年後の食品表示法の見直しにおいては、前述の酒類の特性といった観点とは関係なく、現在の食品表示法制定の際に、結論が見送られた項目や実際の運用によって欠点が見えてきた項目についても、議論が行われることが予想される。

食品表示法制定時に合意されずに見送られた項目には、原料原産国名の表示義務の拡大、原材料割合表示の義務付け、表示免除となっている添加物の表示義務拡大、添加物の物質名表示の必要性、中食・外食における表示（特にアレルギー）、インターネット販売における表示（画面上で義務付けるべき表示の程度）等がある。もちろん食品表示法制全体として表示義務をこれらの項目へも拡大することとなれば、酒類に関して考慮すべき点を申し入れる必要はあるものの、表示義務拡大の方向性そのものに対して反対すべき性質のものではないであろう。

なかでも、インターネット販売における表示に関する議論は、既に消費者庁において始まっているところ、これに何らかの結論（既に義務付けられている食品表示の各項目をどのようにホームページ上でも表示するのかという点等）が出た場合は酒類のインターネット販売にも影響があるものと考えられる。

現在は、酒類のインターネット販売については、「未成年の飲酒防止に関する表示基準」において、未成年飲酒防止の観点からの規制が行われており、これは食品表示法としての規制と関係なく酒類の特性として必要な規制であるので告示から削除するべきではない。そのため、インターネット販売に関して、食品表示法に基づく新たな基準によって記載すべき内容が既に容器包装に記載している内容と同じであれば、内容として反対すべき理由はないと思われるが、国税庁としては、酒類のインターネット販売について、記載すべき内容が現行の容器包装における記載内容から拡大しないか、酒類の特性に適合しない基準が策定されないかといった点にも考慮しつつ、消費者庁における議論の推移を注視していく必要があるものと考ええる。

3 結論

現状においては、酒類に関する表示は概ね適当であり、国税庁においては高い優先度で見直す必要はないと考える。

しかし、消費者庁においては、既にインターネット販売における表示についての検討は開始されており、その結論はインターネットによって酒類を販売する際に影響を与えることになるため、国税庁としても議論を注視していく必要があると考える。

他にも、食品表示法制全体として表示義務を他の項目へも拡大するということとなれば、酒類に関して考慮すべき点を申し入れる必要はあるものの、表示義務拡大の方向性そのものに対して反対すべき性質のものではないと思われる。

また、酒類について適用除外されている項目の内、原材料名、原産国、アレルギー表示及び原料原産地名は、緊急性は低いとしても、酒類の品質をよりの確に消費者に伝えるためにも、将来的に国税庁の持つ知見を活かした国税庁告示として包括的に規定する方向での検討を始めることが適当であると考ええる。

目 次

はじめに	356
第1章 食品表示法の概要	357
1 食品表示に関する規定の統合	357
2 食品表示法の規定の概要	362
第2章 酒類業組合法	367
1 酒類業組合法の目的	367
2 酒類業組合法の規定する表示事項	367
第3章 酒類における表示と食品表示法の関係	370
1 法の目的の相違と表示事項	370
2 食品表示基準において酒類が適用除外等されている項目	370
3 食品表示法上の表示義務が酒類について 適用除外等されている理由	371
第4章 酒類の表示の見直しの必要性	374
1 見直し時に適用除外等されている項目が見直される可能性	374
2 酒類を取り巻く状況の変化に応じた見直しの必要性	375
3 見直しを行う際に考慮すべき点	381
4 食品表示法制定時に合意されずに見送られた項目が 見直される可能性	384
結論	387

はじめに

酒類については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」とする。）により酒税保全の観点から酒類の品目等について表示することが義務付けられるほか、酒類の製法、品質その他の事項について表示基準（国税庁長官告示）を定めることができるとされている。

一方、平成 27 年 4 月から施行された食品表示法は食品の安全性等の観点から食品の表示に関する包括的かつ一元的なものとして導入され、酒類についても食品表示法が適用されている。

これを受けて国税庁は、現行の食品表示法の取扱いを適用する際の指針として、平成 27 年 4 月に「酒類の表示の暫定取扱いについて（指示）」⁽¹⁾を、平成 28 年 3 月に「食品表示法における酒類の表示の Q & A」⁽²⁾を策定し、国税庁HPなどで公表しているところである。

この食品表示法は食品表示法附則第 19 条によって、3 年後に見直しが予定されている⁽³⁾ところ、酒類に係る表示制度の改正の必要性等について酒類の表示の実情等を踏まえた検討を行うこととした。

(1) ホーム>税について調べる>法令解釈通達>間接税関係 個別通達目次>酒類の表示の暫定取扱いについて（指示）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/150324/150324.pdf>

(2) ホーム>税について調べる>酒税行政関係情報（お酒に関する情報）>酒類の表示>食品表示法における酒類の表示の Q & A

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hyoji/shokuhin/sakeqa/2804.pdf>

(3) 食品表示法附則第 19 条

第1章 食品表示法の概要

本章では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）の3法に分かれていた食品表示に関する規定を統合し、包括的かつ一元的な制度を構築⁽⁴⁾するために制定され、平成27年4月から施行された食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）について概観する。

1 食品表示に関する規定の統合

(1) 食品表示法制定前の食品表示制度の枠組み⁽⁵⁾

食品一般を対象として、その内容に関する情報を提供させている法律には、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法があった⁽⁶⁾。これらの3法は、食品表示に関しては⁽⁷⁾、消費者への情報提供を促すため、表示の基準を定め、食品を供給する事業者に対し、特定の事項の表示を義務付け、あるいは事業者が任意に表示する際に遵守すべきことを定めている。

-
- (4) 池戸重信著食品表示検定協会編『食品表示法施行の背景とQ&A解説』78頁（ダイヤモンド・フリードマン社、平成26年）。
- (5) 消費者庁「食品表示一元化検討会報告書」3・4頁（http://www.caa.go.jp/foods/pdf/120809_1.pdf）（平成28年6月20日最終閲覧）。
- (6) この3法以外にも食品の表示に関わる法律はある。しかし、景品表示法（虚偽、誇大な表示の禁止）、不正競争防止法（商品の品質等の誤認惹起表示の禁止）、計量法（適正な計量の実施を確保）などは、食品に限定せず、広く商品等を規制対象とするものであり、また、酒類業組合法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）等は、食品一般を対象とするものではなく、特定の食品を対象とするものであり、かつ、当該食品に係る諸制度の一部として表示制度が設けられているものである。
- (7) 上記の各法には食品表示制度のほか、①食品衛生法では、食品等の規格基準や営業許可等に関する制度、②JAS法では、JAS規格に関する制度、③健康増進法では、栄養指導や受動喫煙防止等に関する制度も規定されている。食品表示制度の一元化とは、この3法のうち、食品表示制度に関する規定を抜き出して、これらを統合した新法（食品表示法）を制定することであり、表示以外の規定は各法に残されている。

これらの3法が消費者に対して提供を促している情報は、各法の目的⁽⁸⁾に応じ、①食品衛生法においては、食品の安全性の確保のために公衆衛生上必要な情報、②JAS法においては、消費者の選択に資するための品質に関する情報、③健康増進法においては、国民の健康の増進を図るための栄養成分及び熱量に関する情報となっていた。

(2) 食品表示制度一元化の必要性⁽⁹⁾

前記の法令により表示が義務付けられていた具体的事項を個別にみると、特に食品衛生法とJAS法の間には重複がみられるものがあり⁽¹⁰⁾、また、用語の使われ方も異なるものがあるなど、複雑で分かりにくいものとなっていた。このため、消費者の適切な理解が妨げられ、消費者センターなどが消費者等からの照会に回答することが困難となり、食品表示の監視執行を行う行政機関が表示規制を行うための社会的コストが高くなり、食品表示関係の法令を遵守するためには複数の根拠規定を参照しなければならないなど事業者の遵守コストが高くなっていった。

このような問題点を解決するため、食品衛生法とJAS法が定める表示基準を整合的なものとするのが求められていた。例えば、平成14年12月から、当時、食品衛生法を所管していた厚生労働省と、JAS法を所管していた農林水産省が共同で「食品の表示に関する共同会議」を開催し、両省の連携の下、食品衛生法及びJAS法に基づく表示基準に係る審議が

-
- (8) 「戦後間もない時期は、①非衛生的環境下での、②粗悪な品質の製品の流通及び③栄養不足状態が続きました。こうした状況の改善のために、①食品衛生法（昭和22年）、農林物資規格法（後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律〔JAS法〕、昭和25年）及び③栄養改善法（後の健康増進法、昭和27年）が制定されました。すなわち、これら3法は、当時の時代を背景に必要とされる目的のもとに制定されました。具体的には、食品衛生法は食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることを、JAS法は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し普及させることを、そして栄養改善法は、国民の栄養改善思想を高め、国民の栄養を改善する方途を講じて国民の健康及び体力の維持向上を図ることを、それぞれ目的としています。」池戸・前掲注(4)12頁。
- (9) 消費者庁・前掲注(5)3-4頁。
- (10) 名称、賞味期限、保存方法、遺伝子組換え表示、製造者名については、食品衛生法及びJAS法の両法により表示が義務付けられている。

一元的に行われ、期限表示が「消費期限」と「賞味期限」の2つに統一されるなど、徐々に改善がなされてきたものの、所管官庁が分かれている中で、食品表示制度を完全に統合するには至らなかった。

(3) 消費者庁設置と食品表示一元化検討会⁽¹¹⁾

平成 21 年 9 月の消費者庁の設立により、食品衛生法や J A S 法など食品表示に関する法令に基づく表示基準の策定事務を同庁が一元的に所管⁽¹²⁾することとなり、食品表示に関する法制度を一元化する環境が整ってきた。

このような動きを踏まえ、消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定（平成 23 年 7 月 8 日一部改定））において、食品衛生法、J A S 法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討し、食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指すことが決定されたことを受けて、食品表示の一元化に向けた法体系の在り方等を検討するために、消費者庁は、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月まで「食品表示一元化検討会」が開催された。

検討会では、①食品表示制度の基本的な考え方、②より多くの消費者が実際に商品を選ぶ際に役に立つわかりやすい食品表示の実現を目指すために併せて検討事項とされた事項、について議論を行い、平成 24 年 8 月 9 日に食品表示一元化検討会報告書⁽¹³⁾が公表された。

(4) 消費者基本法の理念を踏まえた食品表示⁽¹⁴⁾

平成 16 年の消費者基本法改正までの消費者政策の基本は消費者の「保護」にあったが、平成 16 年改正により、それまでの「消費者保護基本法」から「消費者基本法」に法律名が変更され、同改正により新設された消費者基本法第 2 条において、消費者政策における基本理念として、「消費者の

(11) 消費者庁・前掲注(5)2頁。

(12) 消費者庁に表示基準の策定事務を一元的に所管する食品表示課が設置された。

(13) 消費者庁・前掲注(5)。

(14) 消費者庁・前掲注(5)4-6頁。

権利の尊重」とともに、「消費者の自立の支援」が明記された。

消費者の権利として位置付けられた消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保などを図る上でも、また、消費者の自立を図る上でも、適切な情報の提供が前提となる。

そして、表示は、消費者に対する明確かつ平易な形での情報提供を事業者に促し、消費者が自ら適切な判断を行う前提となるものであり、消費者基本法の基本理念の実現を図る上で、従前にも増して、その在り方が重要なものとなっている。

一般的に、表示の機能は、消費者基本法第2条⁽¹⁵⁾に規定する基本理念のほぼ全てと関わりがある。中でも、食品については、生命・身体を維持するため、また、健康で幸福な生活を送るため等に欠くことのできないものであることから、安全性確保や選択の機会確保に関する情報がより確実に消費者に提供されることが特に求められる。そして、場合によっては、消費者の生命・身体への被害発生に直結し得ることから、食品の内容に関する情報の中でも、食品を安全に取り扱い、使用するために必要な情報など食品の安全性確保に係る情報が特に重要となると考えられる。

(5) 用語及び表示ルールの一統⁽¹⁶⁾

食品表示一元化検討会以前の内閣府調査⁽¹⁷⁾において、「食品表示をわかりやすくするために役立つと思うこと」との質問に対する回答として最も

(15) 消費者基本法第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

(16) 消費者庁・前掲注(5)6-7頁。

(17) 平成14年度に内閣府国民生活局が実施した消費者の意識調査「食品表示に関する消費者の意識調査」及び平成20年度に内閣府国民生活局が実施した国民生活モニター調査「食品表示等に関する意識調査」。

多かったものは、過去2回（平成14年度、平成20年度）ともに、「説明に用いる言葉は統一し、わかりやすく整理してほしい」というものであった。これについては、食品衛生法とJAS法で定義が異なるものがあるため、これらの用語の統一・整理を行うことが必要であった。

また、具体的な表示の方法等について、法律、府令、告示等のほか、通知やいわゆるQ&Aによってルールが定められており、ルールの全体像を把握することが難しくなっていたため、これらを一括して整理し、ルール全体を一覧できるようにすることが必要であった。

(6) 義務表示事項の範囲についての基本的な考え方

食品表示法以前の3法において表示が義務付けられていない事項について新たに表示や情報提供を義務付けたり、制度の適用範囲を容器包装以外にも拡大しようとする場合には、それが「より多くの消費者が重要と考える情報」かどうか、他方、それを義務付けることによってかえって見やすさが低下したり、コスト上昇を引き起こすおそれがあることなどから、改正する場合には、優先順位を考慮した検討を行う必要がある⁽¹⁸⁾。

さらには、規模の大小を問わず全ての事業者が実行可能であるか、また、表示内容の正しさが事後的に検証可能かといった点での検討も必要であり、このような社会的コストなども総合的に勘案した上で、消費者にとってのメリットとデメリットをバランスさせていく必要がある⁽¹⁹⁾。

また、WTO（世界貿易機関）の貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）においては、加盟国が強制規格を策定するとき、必要以上に貿易制限的であることを禁止するとともに、関連する国際規格が存在する場合には、その国際規格を加盟各国が定める強制規格の基礎として用いることとされている。食品表示については、FAO/WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）が定める規格が国際規格として認識されており、我が国を含め、加盟各国は、このコーデックス委員会の定める一般規格を

(18) 消費者庁・前掲注(5)11-12頁。

(19) 消費者庁・前掲注(5)10頁。

元、各国の事情に応じた独自の表示制度を設けている。食品表示法についても、第4条1項1号に例示している表示事項は、いずれもコーデックス一般規格等において例示されている事項であり、食品表示法は国際基準に適合していると考えられる⁽²⁰⁾。国際的な基準との整合性は、今後とも確保する必要がある。

(7) 食品表示法の成立

既述した検討過程を経て食品表示法が成立し、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設⁽²¹⁾した。

2 食品表示法の規定の概要

(1) 食品表示法の目的⁽²²⁾

食品表示法は既述の消費者基本法の理念を踏まえた上で、第1条⁽²³⁾において以下の二点を目的として定めている⁽²⁴⁾。

- ・食品を摂取する際の安全性の確保
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

(20) 池戸・前掲注(4)79-80頁。

(21) 消費者庁「食品表示法の概要」(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_gaiyo.pdf) (平成28年6月21日最終閲覧)。

(22) 消費者庁・前掲注(21)。

(23) 食品表示法第一条 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）及び農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

(24) 食品表示法以前の3法の目的は以下の通り。

- 食品衛生法：衛生上の危害発生防止
- JAS法：品質に関する適正な表示
- 健康増進法：国民の健康の増進

イ 食品を摂取する際の安全性の確保と食品表示⁽²⁵⁾

「食品を摂取する際の安全性の確保」は、販売時までのリスク管理のみでは達成することができず⁽²⁶⁾、食品表示は、食品の安全性の面においては、消費者が、食品を摂取する時点まで適切な状態で保存し、得られた情報と自身の健康状態を照合し食するに適しているかどうかを判断するための情報を提供するという極めて重要な役割を果たしている。

ロ 自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保と食品表示⁽²⁷⁾

食品表示は、食品そのものを見るだけでは分からない食品の素性を明らかにするものであり⁽²⁸⁾、この情報が正確に伝達されることにより、消費者がその情報に基づき「自主的かつ合理的な選択」を行うことができるようにするという役割も果たしている。

ハ 「食品を摂取する際の安全性の確保」と「自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保」の関係⁽²⁹⁾

食品表示には既述の通り、このような大きな2つの役割があるが、食品の摂取による健康危害の発生は、原則として、全ての消費者にとって未然に防止されるべきものである。

一方、食品を選択するに当たっての判断基準は、個々の消費者の嗜好が強く反映されるため、同一の表示であっても様々な評価が下されるこ

(25) 日本食品衛生協会編『改訂新版 早わかり食品表示法〈食品表示法逐条解説・食品表示基準に基づく食品表示制度解説〉』（日本食品衛生協会、平成27年）12-13頁。

(26) 食品の安全性は、基本的には食品衛生法に基づき含有される物質や細菌数の基準等を定める規格基準等の適切なリスク管理が行われることにより、その安全性が確保される仕組みとなっている。

一方、販売時には安全性が確保されていた食品であっても、摂取するまでの時の経過や不適切な方法により保存されることによって安全性が損なわれる場合がある。また、食品そのものには問題がなくとも、食物アレルギーや摂取時の健康状態など食品を摂取する消費者側の要因によって健康危害が発生する可能性もある。日本食品衛生協会・前掲注(25) 12-13頁。

(27) 日本食品衛生協会・前掲注(25) 13頁。

(28) 食品は、フードチェーンの複雑化や商品の多種多様化によりその内容に関する情報がわかりにくくなっているという現状がある。日本食品衛生協会・前掲注(25) 13頁。

(29) 日本食品衛生協会・前掲注(25) 13-14頁。

となる。例えば、産地、遺伝子組換え作物は多くの消費者が関心を示す一方、安全性に直接関係する事項ではないことからほとんど気にしないという消費者も一定数存在する。また、文字が小さくなっても多くの表示事項を示してほしいという消費者もいれば、表示事項は絞って文字を大きくしてほしいという消費者もあり、その両者の要望を満たすことはおよそ不可能である。

そのため、食品表示における「食品を摂取する際の安全性の確保」は全ての消費者に関係するものであるという点において、「選択の機会の確保」と比べ、より優先度の高い役割であるといえる⁽³⁰⁾。

(2) 食品表示法における「食品」の範囲

これまでの3法において、共通して食品を規制の対象としてきたことにより制度が複雑化していた⁽³¹⁾。さらに、食品表示法で統一するに際しては、それぞれが規制の対象としてきた食品の範囲に差がある⁽³²⁾という問題もあった⁽³³⁾。

食品衛生法	販売の用に供する食品又は添加物	医薬品等を除く
JAS法	農林物資	酒類及び医薬品等を除く
健康増進法	販売に供する食品	

これを踏まえて、食品表示法は食品の範囲を第2条1項⁽³⁴⁾において以下

(30) 1(4)で検討した消費者基本法の理念とも合致する。

(31) 第1章1(2)参照。

(32) 日本食品衛生協会・前掲注(25)15-16頁。

(33) 特に本稿で検討する酒類は、食品表示法以前は、食品衛生法の規制対象である一方、JAS法においては規制対象ではなかった。

(34) 食品表示法第二条第一項 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

の通り定義した。

『「食品」とは、全ての飲食物（医薬品等⁽³⁵⁾を除き、添加物⁽³⁶⁾を含む。）をいう。』

こうして、食品表示法の規制が及ぶ食品に酒類も含まれることとなった。

(3) 食品表示基準⁽³⁷⁾

食品表示法第4条1項に基づいて、内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項（以下「表示事項」という。）及び表示事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準（以下「食品表示基準」という。）を定めることとされ、従前の3法に基づく58本の基準を1本に統合⁽³⁸⁾し、平成27年3月20日内閣府令第10号にて「食品表示基準」が定められた。

表示事項は食品表示法第4条1項1号において、例示として主な表示事項を規定するとどめ、それ以外の事項については、「その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項⁽³⁹⁾」として内閣府令で措置することとしている。

また、法律上列記された表示事項は、既述の通り、食品を摂取する際の安全性の確保に関する事項は、一般消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に関する事項に比べて重要度がより高い事項であるとの考え方に基づき、以下の順に規定されている。

(35) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品。

(36) 食品衛生法第四条第二項に規定する添加物。

(37) 日本食品衛生協会・前掲注(25) 23-28頁。

(38) 消費者庁「食品表示基準の概要」

(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_kijyun-gaiyo.pdf)（平成28年6月22日最終閲覧）。

(39) 内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地、原産国名、原料原産地名、特定保健用食品、機能性表示食品、乳児用規格適用食品等。

- イ 食品の素性を明らかにする情報
名称
- ロ 安全性の確保に関する事項
アレルゲン⁽⁴⁰⁾、保存の方法⁽⁴¹⁾、消費期限⁽⁴²⁾
- ハ 選択の機会の確保に関する事項
原材料⁽⁴³⁾、添加物⁽⁴⁴⁾、栄養成分の量及び熱量⁽⁴⁵⁾、原産地⁽⁴⁶⁾

-
- (40) 「アレルゲン」の表示は、アレルギー物質摂取により、最悪の場合は死に至るケースもあることから、消費者が摂取可能な食品であるか否かの判断に必要である。
 - (41) 消費期限等は、定められた保存方法の下での期限であり、「保存の方法」は「消費期限」の前提であり、摂取時の安全性の確保に資する情報である。
 - (42) 「消費期限」は、「保存の方法」にしたがって保存した場合において、品質の劣化によって安全性を欠くおそれがないと認められる期限を示すものであり、摂取時の安全性の確保に資する情報である。また、「賞味期限」も、食品表示基準第3条により「消費期限又は賞味期限」として表示すべき事項となっている。ただし賞味期限は安全性の確保というよりも選択の機会の確保に関する事項である。
 - (43) 食品の組成など具体的な品質を直接表現するものである。
 - (44) 添加物の情報への消費者の関心が非常に大きなものになっており、さらには、アレルギー症状を惹起する添加物が存在することが明らかとなっているため、食品の内容を正しく理解し、選択するために重要な情報となっている。
 - (45) 健康に対する国民の関心が高まっており、食品の栄養成分に関する適切な情報を広く国民に提供することが求められている。
 - (46) 青果物の輸入の増加、産地の多様化等により、青果物の原産地に関する情報への消費者の関心が高まっており、非常に大きなものとなっている。

第2章 酒類業組合法

本章においては、酒類における表示を定めている酒類業組合法の概要をまとめる。

1 酒類業組合法の目的

酒類業組合法（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律）は、第1条⁽⁴⁷⁾において目的を、①酒税の確保及び②酒類の取引の安定を図ることとしている。

酒類の表示に関してもこの目的のために必要な事項として定められている。

2 酒類業組合法の規定する表示事項

(1) 酒類の品目等の表示義務

酒類業組合法第八十六条の五⁽⁴⁸⁾及び政令⁽⁴⁹⁾によって、酒類製造者又は酒類販売業者は、酒類の容器又は包装の見やすい所に、①氏名又は名称、②製造場等の所在地、③容器の容量、④酒類の品目、⑤アルコール分、⑥酒税の適用区分等⁽⁵⁰⁾を表示しなければならないと規定されている。

(2) 酒類の表示の基準

(47) 第一条 この法律は、酒税が国税収入のうちにおいて占める地位にかんがみ、酒税の保全及び酒類業界の安定のため、酒類業者が組合を設立して酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業を行うことができることとともに、政府が酒類業者等に対して必要な措置を講ずることができるようにし、もつて酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的とする。

(48) 第八十六条の五 酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒類の品目その他の政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で、その製造場から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八条第一項、第二十八条の三第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。

(49) 酒類業組合法施行令第8条の3。

(50) 発泡酒及び雑酒にあっては税率の適用区分を表す事項、その他の発泡性酒類にあっては、発泡性を有する旨及び税率の適用区分を表す事項。

酒類業組合法第八十六条の六によって、「財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。」とされ、酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なくこれを告示⁽⁵¹⁾することになっている。

この規定に基づいて、現在は、「清酒の製法品質表示基準」（平成元年国税庁告示第8号）、「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年国税庁告示第18号）、「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年国税庁告示第19号）、「酒類における有機の表示基準」（平成12年12月国税庁告示第7号）、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年国税庁告示第9号）の5つの表示基準が定められており、これらによって品質等に関する事項の表示が義務付けられている。

(3) 重要基準

酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることができる、と規定されている⁽⁵²⁾が、さらに、遵守しなかつた表示の基準が、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの（以下「重要基準」という。）に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる⁽⁵³⁾と酒類業組合法第八十六条の七において規定されている。

この規定に基づき、(2)の5つの表示基準に対して、「酒類の表示の基準における重要基準」（平成15年12月国税庁告示第15号）が定められている。

(4) 酒類業組合法以外を根拠とする表示

(51) 第八十六条の六2項。

(52) 第八十六条の六3項。

酒類の種類によっては上記の告示による表示基準がないのであるが、その場合であっても、業界団体が定めた公正競争規約⁽⁵³⁾や業界自主基準によって表示が行われている項目も多い。例えば、食品表示法においては、酒類の原材料名は表示は要しないとされているが、清酒は品質表示基準(告示)、単式蒸留しょうちゅうやビールは公正競争規約、連続式蒸留しょうちゅうは業界自主基準と、それぞれ根拠は異なるものの全ての酒類において原材料は表示されている。

(53) 景品表示法第 31 条に基づく協定または規約。消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて事業者団体等が定める。

第3章 酒類における表示と食品表示法の関係

酒類における表示については、酒類業組合法と食品表示法によってそれぞれ表示事項が定められているところ、その関係について検討する。

1 法の目的の相違と表示事項

既述の通り、食品表示法の目的は「①食品を摂取する際の安全性の確保及び②一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保」であり、酒類業組合法の目的は「①酒税の確保及び②酒類の取引の安定を図ること」である。このように、食品表示法と酒類業組合法の目的が異なっていることから、それぞれの法律で必要な表示事項も異なっている。

そのような表示事項のうち一部に重複があったとしても、それぞれの法律の目的のために必要な事項であり、また、それぞれ排他性を有するものではないため、重複している項目についてもどちらかの法律の表示事項から削除するという整理は適当ではない。

その結果、酒類業組合法独自の表示事項は食品表示法の記載事項に加えて記載されている。

他方、アルコール飲料であることの特性から食品表示基準において、酒類に関して適用除外となっている項目も存在する。

2 食品表示基準において酒類が適用除外等されている項目

食品表示基準において、酒類は次のような項目が適用除外等されている。もちろん事業者が任意に表示することは望ましいとされている（ハの項目を除く）。ただし、任意であっても表示する際の表示方法は食品表示基準で定められた方式に従って表示されなくてはならない。

(1) 表示を省略することができるもの

①保存の方法、②消費期限又は賞味期限、③栄養成分の量及び熱量

(2) 表示を要しないもの

①原材料名、②アレルゲン、③原産国名

(3) 制度に該当しないもの

①特定保健用食品、②機能性表示食品、③乳児用規格適用食品

(4) 限定列挙された食品のみ義務付けられているもので酒類が含まれないもの

①原料原産地名

3 食品表示法上の表示義務が酒類について適用除外等されている理由

2において酒類については適用除外等されている項目があったがその理由についてまとめると以下の通りである。

(1) 表示を省略することができるもの

イ 保存の方法

保存の方法とは期限表示の前提として記載されることからロの期限表示が省略可能であることに伴って省略可能となっている。

ただし、事業者の製造物責任の観点から冷蔵保存が必要な酒類については「要冷蔵」等の記載を行うことが望ましいとされている。

ロ 消費期限又は賞味期限

アルコール飲料が腐るという状況はほぼ考えられないことに加え、長期間保存した方が美味しくなるという場合もあり、義務として賞味期限を表示させることはなじまない。

また、国際規格である「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」においても、アルコール含有量10%以上の飲料等については、賞味期限の表示を求めてはならないと規定されており、国際基準との整合性という点においても義務付けることが不相当である。

ただし、事業者が鮮度をセールスポイントとしたい場合等、製造年月日や賞味期限を記載することを妨げるものではない。

ハ 栄養成分の量及び熱量

栄養摂取の観点を重視して消費者がアルコール飲料を選択するとはあ

まり考えられないことから、栄養表示義務化の必要性は低い。また諸外国においても酒類の栄養表示は義務化されていない。

ただし、カロリーオフ等を強調表示したい場合は、食品表示基準通りの栄養表示を行う必要がある。

(2) 表示を要しないもの

イ 原材料名

酒税法において原料が限定されているため。また、国税庁告示、公正競争規約、業界自主基準のいずれかによって実際は記載されている。

ロ アレルゲン

アルコールを飲むことにより、顔が赤くなったり動悸がしたりといった摂取時の反応があるため、その反応がアレルゲンによるものかアルコールによるものかの判断が極めて困難である。アレルギー疾患を引き起こすとの知見が得られにくいいため、現時点では表示の対象としていない。
(消費者庁Q&A要旨)

また、これまでのところ、醸造、蒸留等が行われた後の酒類に、アレルゲンが残存するとは考えられていない。

ハ 原産国名

輸入された酒類に関しては、自主基準等により実際は記載されている。

(3) 制度に該当しないもの

イ 特定保健用食品

アルコール飲料である酒類を健康のためであるとか機能性があるとして発売することは好ましくないため、対象外とされている。

ロ 機能性表示食品

アルコール飲料である酒類を健康のためであるとか機能性があるとして発売することは好ましくないため、対象外とされている。

ハ 乳児用規格適用食品

乳幼児の飲料とはなりえないため当然除外。

(4) 限定列举された食品のみ義務付けられているもので酒類が含まれないも

の

イ 原料原産地名

原料の原産地が当該加工食品の品質を大きく左右すると考えられる加工食品を限定列挙して表示を義務付けているものであり、酒類の多くはそのような食品とは考えられていない。

もちろん、ワインにおけるブドウのように品質に大きく影響を与える原料もあるが、同時に製法等の影響も大きく受けることから、高品質の酒類であることに関する基準を定める場合は、酒類の種類毎の特性を踏まえて、原料の品種、原料原産地、原産地、製法等を一体で規定する方が適当と考えられる。その意味では、現在は清酒とワインの製法品質表示基準が定められている。

第4章 酒類の表示の見直しの必要性

本章においては、これまでの分析を踏まえて酒類の表示の見直しの必要性について検討を行う。

1 見直し時に適用除外等されている項目が見直される可能性

3年後の食品表示法の見直し時に酒類の表示に対して生じうる影響として最初に検討すべき点は第3章2の適用除外が適当かどうかであろう。

そこで、これらの項目が適用除外となっている理由を第3章3において検討したところ、アルコールの性質に関する科学的知見や酒税法の規定等、食品表示法に基づく表示義務の適用が除外されているのには十分な理由があることが分かった。

もちろん、科学的知見に基づくものは、例えば今後、新たな科学的発見（醸造、蒸留を経ても健康被害を引き起こすに十分な量のアレルゲンが酒類中に存在することが判明するなど）によって表示の義務付けが必要ということになった場合であれば、当然表示義務が課されるべきものである。しかし、そのようなことがなければ、アルコール飲料であることの特性から適用除外となっている各項目については、十分な理由があり、また、第1章1(6)でみた通り、食品表示法以前の3法において表示が義務付けられていない事項に義務を拡大することについてはメリットとデメリットの比較が必要であるとの食品表示全体としての方針、さらには、酒類行政については規制緩和も不断に考慮する必要がある中、酒類に関してのみ、現在義務付けられていない義務を事業者に新たに課すという方向での見直しが緊急に必要であるとは思われない。ただし、食品表示に関する法体系が全体としてより大きな義務を事業者に課す方向に改正されるのであれば、酒類の表示へ適用することの適否を個別に検討する必要はあるものの、その改正の方針を受け入れることとなる。

2 酒類を取り巻く状況の変化に応じた見直しの必要性

一方で、酒類の製造、販売の状況の変化に応じた見直しは今後とも必要であるし、既に国税庁告示、公正競争規約、業界自主基準等によって事実上実施されている項目⁽⁵⁴⁾については、これを順次整理統合する必要性が生じてくることも考えられる。

さらには、酒類の製造、販売の状況も日々変化しているところ、その変化に応じて見直す必要が出てくる項目もあり得ると思われる。

そのような項目について、食品表示基準へ取り込み、一元化することの是非について検討する。

(1) 国税庁告示における表示義務の性質

酒類業組合法に基づく表示義務は、酒類業組合法第 86 条の 5 と第 86 条の 6 によって定められている。ここで、第 86 条の 5 の規定は、酒税の保全を主目的とした表示義務として定められており、食品表示法とは目的が異なることから、食品表示基準と重複があらうとなかろうと、将来的にも一元化をするべきではない。

一方で、第 86 条の 6 の規定は、「酒類の取引の円滑な運行」に加えて「消費者の利益に資するため」という目的を有しており、この点については、食品表示法第 1 条における「一般消費者の利益の増進」という目的と重なり合っている部分があるといえる。

つまり、現在、国税庁告示で規定されている表示事項の内、「消費者の利益に資するため」という目的から定められている項目に関しては、食品表示法に統合するか、もしくは国税庁告示によって表示が義務付けられているのであれば、食品表示法で義務付けなくてもいいという判断も可能であろう。

(2) 公正競争規約の目的と効果⁽⁵⁵⁾

(54) 原材料名及び原産国。

(55) 消費者庁ホームページ>表示対策課>景品表示法>公正競争規約
(<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/kiyaku/kiyaku.html>) (平成 28 年 6

景品表示法第 31 条に基づく協定又は規約であり、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて事業者団体等が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールである⁽⁵⁶⁾。

一般消費者の利益を保護するためには、商品・サービスの選択に必要な情報が正しく提供されること、そして、過大な景品類が提供されないことが大切である。そこで、不当な表示や過大な景品類の提供による競争を防止し、業界大多数の良識を「商習慣」として明文化し、エスカレートしがちな不当表示や過大な景品類の提供を未然に防止することが公正競争規約制度の目的である。

事業者が公正競争規約に参加するメリットは、消費者庁長官及び公正取引委員会が認定した公正競争規約のルールを守ることにより、その事業者ひいては業界全体に対する消費者の信頼を高める点にある。さらに、規約の内容を遵守している限り、景品表示法や関係法令上問題とされることがない⁽⁵⁷⁾ため、安心して販売活動を行うことができる。

公正競争規約は、事業者団体等が自主的に設定するルールであることから、規約に参加していない事業者には適用されず、そのような事業者が行う不当表示や過大な景品類の提供については、消費者庁が景品表示法の規定に基づいて措置を採ることになる。

(3) 業界自主基準

業界自主基準は事業者による自主規制のための基準である。

自主規制の中には、特定商取引法のように事業者団体の設立を促し、この団体に自主的な紛争解決の義務を課しているものや、消費者生活用製品

月 25 日最終閲覧)

- (56) 酒類の表示に関しては、7 規約（ビール、輸入ビール、ウイスキー、輸入ウイスキー、単式蒸留しょうちゅう、泡盛、酒類小売業）がある。（出所）消費者庁ホームページ＞表示対策課＞景品表示法＞公正競争規約が設定されている業種
<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/kiyaku/ichiran.html>（平成 28 年 6 月 25 日最終閲覧）
- (57) 公正競争規約及びこれに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、独占禁止法の手続き規定は適用されない。（景品表示法第 31 条 5 項）。

安全法によって設立された製品安全協会のように自主基準に適合した製品に責任保険を付しSGマークを付与するという事業によって「自主規制」を行うなど、法令を元にしたものもある⁽⁵⁸⁾。

一方で、法令による義務付けや権限付与といったことなしに自主基準が定められることもある。

自主基準に委ねることにより、行政側としては法改正といった重い手法を用いることなく、問題の業種の取引ルールに修正を迫ることができ、同時に、業界側としては、厳格な法規制を免れることができる。法律を制定したり改正したりするのは容易なことではないことを考えると、自主規制というやり方は現実的なやり方であるといえる⁽⁵⁹⁾。

(4) 公正競争規約又は業界自主基準の問題

公正競争規約及び業界自主基準に関しては、内容が業界寄りになることはないかという疑念が生じうることは別にしても、業界団体に加入する「優良な事業者」には規制が及ぶがマージナルな事業者には及ばないという問題がある。そもそも、自主規制基準はあくまでも当該事業者・業界が自己に課する基準であって、消費者がその遵守を要求できるような性質のものではない⁽⁶⁰⁾。以上のような意味では自主規制に限界がある⁽⁶¹⁾ことも確かである⁽⁶²⁾。

ここで、酒類に関して表示を行うこととなる酒類製造者及び酒類販売業者の状況を見ると、例えば、国産ビールに関する業界団体であるビール酒造組合に所属する事業者の販売数量はビール全体の販売数量の99%以上

(58) 大村敦志著『消費者法第2版』272頁（有斐閣、平成15年）。

(59) 大村・前掲注(58)310頁。

(60) 果実飲料等の表示に関する公正競争規約の内容を問題視した主婦連が景表法10条6項により不服申立てをしたところ、最高裁は、個々の消費者の利益は反射的利益であり「法律上の利益」にはあたらないとした。（主婦連ジュース訴訟）最判昭53・3・14 大村・前掲注(58)299頁。

(61) このような規範としての性質が不十分なものであっても、それが慣行化・慣習化することによって新たな規範が形成される、あるいは、従来の規範の新たな内容となるという可能性は開かれている。大村・前掲注(58)310頁。

(62) 大村・前掲注(58)310頁。

を占めており⁽⁶³⁾、前述したような非加入事業者に関する問題についても、喫緊の課題として捉える必要があるとは思われない。

とはいえ、酒類業組合法に基づかない公正競争規約や業界自主基準によって規定されている表示項目については、シェアとしては圧倒的であったとしても、やはり当該業界団体に全ての事業者が加入しているとは限らないこと、さらに、公正競争規約又は業界自主基準においては、違反の際の罰則がない（景品表示法による規制に服するしかない）ということを経験すれば、食品の表示に関する包括的かつ一元的な基準を定めることを目的としている食品表示法制の趣旨からして、このように根拠が混在している状況については、優先度が高いとはいえにくいにしても、全く問題がないと直ちに断定することもできないといえよう。

(5) 各項目の再検討

そのような観点をも踏まえて現在適用除外となっている項目を再検討する。

イ 保存の方法及び消費期限又は賞味期限

アルコールの科学的性質及び国際規格との整合性から期限表示が省略可能とすることが原則となることから、同時に保存の方法についても省略可能とすることが原則となることで見直すべき項目ではない。

ロ 栄養表示

アルコール飲料に対しての消費者の意識及び諸外国における規制との比較から省略可能とすることを原則とすることが適当である。

ハ 原材料名

原材料名は、酒税法によってそもそも原料が限定されていることもあって適用除外となっていると考えられる⁽⁶⁴⁾が、酒類の種類によっては、原材料によって商品価値に影響があるとも考えられており、種類

(63) 国税庁「地ビール等製造業の概況（平成26年度調査分）」図表8
(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/seizogaikyo/beer/pdf/h26/01.pdf>)（平成28年6月22日最終閲覧）。

(64) 酒税法の定義からすると原材料（と製法等）によって品目が決定される。

によって根拠は異なる⁽⁶⁵⁾ものの、原材料名の表示が行われている。

こうして実際はほぼ全ての酒類において原材料は表示されていることから、これについてなんらかの方法で統合していくということの優先度は必ずしも高くないと考えるが、包括的な食品表示法制という点から、将来的な課題としては考慮する必要もあると思われる。その際は、その網羅性という点からすると、国税庁告示で全ての酒類について原材料名表示を義務付けるか、食品表示基準に規定するかであろう。

ニ アレルゲン

既に、醸造、蒸留を経ても健康被害を引き起こすに十分な量のアレルゲンが酒類中に存在することが判明するなどの科学的知見が得られなければ見直す必要がないと論じたところではある。

科学的にはむしろ、アルコールではないものの他の発酵食品では、微生物プロテアーゼによる消化によって、アレルゲンを含むたんぱく質が網羅的に低分子量化され、結果的に低アレルゲン化されている可能性があると考えられている⁽⁶⁶⁾。十分な発酵期間を経れば大豆のみならずムギ由来のアレルゲンもほぼ 100%分解可能であるし、ことに納豆の場合、約 1 日の発酵でアレルゲンはほぼ完全に分解され⁽⁶⁷⁾、しょうゆには原料として小麦も使用されるが、小麦アレルゲンは残存していない⁽⁶⁸⁾。

このように、醸造、蒸留を経た後においては健康被害を引き起こすに十分な量のアレルゲンが酒類中に存在するとは考えられていないと

(65) 清酒と果実酒についてはその製法とともに国税庁告示による製法品質基準において規定されており、単式蒸留焼酎、ビール、ウイスキー等は公正競争規約で、その他の酒類も業界の自主基準で原材料名の表示を行っている。

(66) 渡辺純著「低アレルゲン化食品」中村丁次他編著『食物アレルギーA to Z 第 2 版』135 頁（第一出版、平成 26 年）。

(67) 小川正「低アレルゲン大豆品種（ゆめみのり）の創出と加工食品の開発」食品工業 45 巻 14 号、32-41 項（平成 14 年）。

(68) 古林万木夫他「醤油醸造における小麦アレルゲンの分解機構」日本醸造協会誌 100 巻 2 号、96-101 頁（平成 17 年）。

しても、他方、昨今の酒類の製造、販売の状況をみると、蒸留酒等に果汁、糖類、甘味料等を混和して製造される低アルコール飲料が人気であり、そのような商品が多く開発されている。これらの低アルコール商品においては、醸造、蒸留等を経ていない原材料が混和されていることからすれば、そのような原材料については、アレルゲン表示を義務付ける必要があるのではないかとも考えられる。

もちろん現在のところ、アレルゲンとなる特定原材料を混和したような商品は多くはないと思われるが、今後とも活発に行われるであろう商品開発がどのようになるかは予測がつかないこと、EU、カナダ、オーストラリアなど表示義務を課している国もあること⁽⁶⁹⁾からすると、酒類であるからといって、一律にアレルゲン表示を適用除外とするということについては、再検討を行う必要があるものと思われる。

ホ 原産国名

原産国は、既に自主基準によって記載されていることから適用除外となっていると考えられるが、これも、優先度は高くないものの、将来的な課題としては考慮する必要もあると思われる。

原産国の情報は、消費者の嗜好及び酒類の種類に応じて、その価値が変動すると考えられる⁽⁷⁰⁾。また、原産国の判定についても酒類の特性を考慮した基準が必要となる場合がある。さらには、清酒や単式蒸留しょうちゅう、最近は果実酒といったような国産酒類のブランド価値を高めていくという酒類行政の方針も考慮するべきである。

へ 特定保健用食品、機能性食品、乳児用規格適用食品

適用除外となった理由に変化があるとは考えられないため見直す必

(69) 内閣府「消費者委員会食品表示部会第 34 回議事録(2014 年 10 月 31 日)」10-11 頁

(http://www.cao.go.jp/consumer/history/03/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/034/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/11/18/141031_gijiroku.pdf) (最終閲覧平成 28 年 6 月 25 日)

(70) 例えば、ワインであればフランス産という情報は多くの場合価値を高めるが、清酒であれば、多くの場合、外国産よりも国産の方が価値が高いと認識されるであろう。

要はない。

ト 原料原産地名

既述した通り、酒類は食品表示法における原料原産地名表示をすべき加工食品の対象にはならないと考えられてはいるが、原料原産地名の表示義務の拡大については加工食品全体の問題として消費者からの要望が大きい項目であるところ、酒類をターゲットとしてという訳ではなく全ての加工食品について原料原産地名の表示義務が課される方向で食品表示法が改正される可能性も十分ありうる⁽⁷¹⁾。

その際には原則として拡大した表示義務を受け入れることとなるであろうが、酒類の品質をより適切に表示するには、原料原産地名のみの記載よりも、清酒や果実酒において規定されている製法品質表示基準と同様の表示基準（原料原産地表示を含む）を国税庁告示で策定することがより適当であると考えられる。

以上の検討から、原材料名、アレルゲン、原産国及び原料原産地名については、将来的な取り扱いにつき検討する必要もあると思われる。

3 見直しを行う際に考慮すべき点

前述の、原材料名、アレルゲン、原産国及び原料原産地名について再検討するとした場合、食品表示法に統合すべきか、国税庁告示による表示基準とすべきか、考慮すべき点を検討する。

(1) 国税庁の知見の活用

上記4項目の内、原材料名、原産国及び原料原産地名については、将来的には包括的に義務付ける規定を設けることを考慮する必要もあると考えた。

(71) その際、季節や市場価格等で原産国が頻繁に変化するような食品の表示法や、多段階で加工される場合で、各加工段階で加工地が変わるような場合の表示法といった複雑な問題はあるが、酒類に関して考慮すべき点を申し入れる必要はもちろんあるものの、これらは酒類だけに関わる問題ではなく、多くの加工食品にも生じる問題であるため、食品表示法改正の段階で十分な議論が行われることとなろう。

一方、酒類の特性として、酒類の品質は原材料名と同時にその製法等も大きな影響を与えるため、現在、清酒と果実酒については、製法等も含めて国税庁告示で規定していることを考慮すべきである。

これらを総合して考えると、原材料名、原産国及び原料原産地名の情報はそれ単独ではなく、製法、生産地、原料原産地、原料の品種等を一体として規定することが酒類の品質をよりの確に表現し、消費者のニーズに適合した表示となると考える。

そして、そのような酒類の特性を踏まえた基準を作成し執行することは、酒類に関する専門的な知見を有する国税庁によることがより適切であり、原材料名、原産国及び原料原産地名の表示についても、将来的には国税庁告示として他の項目とともに包括的に規定する方向性で検討を行うことがより適当であると考えられる。ただし、このことは食品表示法において全ての加工食品に対して一元的に表示義務を課するという方向性の改正が行われることを否定するものではない。

(2) 罰則等の比較

既述の通り、今般の食品表示法の導入に際しては、新たに義務を課すことについては慎重にすべきであるという方針で行われてきたところ、酒類業組合法と食品表示法では、違反した場合の罰則等の措置に違いがあるため、規定の仕方によっては、違反等した場合にこれまでより大きな罰則が適用されることになる可能性も考慮する必要がある。

そこで、食品表示法と酒類業組合法の罰則等の規定の違いを以下にまとめる。

イ 食品表示法における罰則等の措置

食品表示基準に定められた表示事項が表示されない場合や遵守事項が遵守されない場合は、まず所管大臣よりそれらの事項を表示又は遵守すべき旨の指示が行われ、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは内閣総理大臣より、その指示に係る措置をとる

べきことを命じられる⁽⁷²⁾。また、所管大臣は、これらの指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない⁽⁷³⁾。

さらに、この命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる⁽⁷⁴⁾。

それ以外にも、上記の指示から命令という段階を要することなく直罰の対象となるものがある。

一つは、食品表示基準の内、内閣府令⁽⁷⁵⁾で定める食品を摂取する際の安全性に関する表示事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される⁽⁷⁶⁾。

もう一つは、原産地（原材料の原産地を含む。）について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処せられる⁽⁷⁷⁾。

ロ 国税庁告示における罰則等の措置

財務大臣は酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、必要な基準を定めることができ、その場合はそれを告示する。この基準を遵守しない者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示を行い、その指示に従わない者があるときは、その旨を公表することができる⁽⁷⁸⁾。

ただし、その遵守しなかった表示の基準が、特に表示の適正化を図

(72) 食品表示法第6条。

(73) 食品表示法第7条。

(74) 食品表示法第20条。

(75) 食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年三月二十日号外内閣府令第十一号）。

(76) 食品表示法第18条。

(77) 食品表示法第19条。

(78) 酒類業組合法第86条の6。

る必要があるものとして財務大臣が定める「重要基準」に該当するものであるときは、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができ⁽⁷⁹⁾、この命令に違反した者については、五十万円以下の罰金に処せられる⁽⁸⁰⁾。

ハ 酒類の製造免許等⁽⁸¹⁾の取消し

国税に関する法令等（酒類業組合法を含む。）の規定により罰金の刑に処せられた場合、又は他の法律であっても禁固以上の刑に処せられた場合、税務署長は酒類の製造免許等を取り消すことができる⁽⁸²⁾。

以上、罰則等の措置を比較したところ、違反時の公表のタイミング、刑事罰の重さなど食品表示法の方が厳しいものとなっており⁽⁸³⁾、新たな義務付けという観点からすると食品表示法は現状よりもかなり拡大するといえる。逆に国税庁告示であれば、原材料名等の表示を重要基準とするかどうかによって、酒類の種類に応じて原材料名等が品質に与える影響に対応した措置で担保する義務付けを行うことができるということもメリットとして考えられる。

4 食品表示法制定時に合意されずに見送られた項目が見直される可能性

3年後の食品表示法の見直しにおいては、これまで検討してきた酒類の特性といった観点とは関係なく、現在の食品表示法制定の際に、結論が見送られた項目や実際の運用によって欠点が見えてきた項目⁽⁸⁴⁾についても、議論が行われることが予想される。

(79) 酒類業組合法第 86 条の 7。

(80) 酒類業組合法第 98 条。

(81) 酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売表免許。

(82) 酒税法第 12 条、第 13 条、第 14 条。

(83) 国税庁告示によって規定されている清酒と果実酒であっても、罰金刑（及びその結果として免許取消し）までの罰則であるのに対して、食品表示法においては一律に懲役刑（及びその結果として免許取消し）がありうる。

(84) 実際の運用によって欠点が見えてくる項目については、食品表示法の施行後間もなく、運用上の問題が明らかとなっていないため、本研究では扱わないこととする。

食品表示法制定時に合意されずに見送られた項目には、原料原産国名の表示義務の拡大、原材料割合表示の義務付け、表示免除となっている添加物の表示義務拡大、添加物の物質名表示の必要性、中食・外食における表示（特にアレルギー⁽⁸⁵⁾）、インターネット販売における表示（画面上で義務付けるべき表示の程度）等がある。

もちろん食品表示法制全体として表示義務をこれらの項目へも拡大するということとなれば、酒類に関して考慮すべき点を申し入れる必要はあるものの、表示義務拡大の方向性そのものに対して反対すべき性質のものではないであろう。

なかでも、インターネット販売における表示に関する議論は、既に消費者庁において始まっているところ⁽⁸⁶⁾、これに何らかの結論（既に義務付けられている食品表示の各項目をどのようにホームページ上でも表示するのかという点等）が出た場合は酒類のインターネット販売にも影響があるものと考えられる。

現在は、酒類のインターネット販売については、「未成年の飲酒防止に関する表示基準⁽⁸⁷⁾」において、未成年飲酒防止の観点からの規制が行われており、これは食品表示法としての規制と関係なく酒類の特性として必要な規制であるので告示から削除するべきではない。そのため、インターネット販売に関して、食品表示法に基づく新たな基準によって記載すべき内容が既に容器包装に記載している内容と同じであれば、内容として反対すべき理由はないと思われるが、国税庁としては、酒類のインターネット販売について、記載すべき内容が現行の容器包装における記載内容から拡大しないか、酒類の特性

(85) 他にも外食における産地偽装や材料偽装が問題になったが、これについては現在、景品表示法で対応することとされている。一方、外食における原料原産地や原材料表示も食品表示法に取り込むべきであるという意見もあるところ、それも論点となる可能性はある。

(86) 消費者庁ホームページ＞食品表示＞食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会（<http://www.caa.go.jp/foods/index26.html>）（最終閲覧平成28年6月25日）

(87) 平成元年11月国税庁告示第9号。

に適合しない基準が策定されないかといった点にも考慮しつつ、消費者庁における議論の推移を注視していく必要があるものとする。

結論

現状においては、酒類に関する表示は概ね適当であり、国税庁においては高い優先度で見直す必要はないと考える。

しかし、消費者庁においては、既にインターネット販売における表示についての検討は開始されており、その結論はインターネットによって酒類を販売する際に影響を与えることになるため、国税庁としても議論を注視していく必要があると考える。

他にも、食品表示法制全体として表示義務を他の項目へも拡大するということとなれば、酒類に関して考慮すべき点を申し入れる必要があるものの、表示義務拡大の方向性そのものに対して反対するべき性質のものではないと思われる。

また、酒類について適用除外されている項目の内、原材料名、原産国、アレルギー表示及び原料原産地名は、緊急性は低いとしても、酒類の品質をよりの確に消費者に伝えるためにも、将来的に国税庁の持つ知見を活かした国税庁告示として包括的に規定する方向での検討を始めることが適当であると考えられる。